

ひとり親家庭等経営相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり親家庭の親及び寡婦で事業を開始又は継続する者に対して、中小企業診断士等の専門家（以下「専門相談員」という。）による経営診断等を行うことにより、ひとり親家庭の親及び寡婦の経営する事業の安定を図り、もって、ひとり親家庭等の自立支援に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、県内に住所を有する配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子で、現に児童を扶養している者又は寡婦であって、次の各号に該当する者とする。

(1) 事業を開始しようとする者

(2) 現に事業を営んでいる者

2 前項に規定する配偶者のない女子とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号。以下、「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。

3 第1項に規定する配偶者のない男子とは、法第6条第2項に規定する男子をいう。

4 第1項に規定する寡婦とは、法第6条第4項に規定する寡婦をいう。

(所得の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）に規定する扶養親族及びその者が生計を維持した扶養親族等でない児童の数に応じて、児童手当法（昭和46年法律第73号5月27日）附則第2条に定める特例給付における所得制限限度額以上であるときは、この制度の対象としない。

(相談の受付)

第4条 経営診断を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、埼玉県福祉事務所設置条例（平成21年3月31日条例第10号）第1条の規定により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

(1) 所要経費見積書

(2) 事業を行う場所の見取り図

(3) 所得証明書

2 第2条第1項第2号に該当する者は、前項に掲げる書類のほか、事業の収支について確認できる書類を提出しなければならない。

3 法第13条第1項及び第31条の6第1項並びに第32条第1項の規定に基づき、法第13条第1項第1号及び第31条の6第1項第1号並びに第32条第1項第1号に掲げる資金の貸付けを福祉事務所に申請している者は、前々項及び前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 賃貸契約書の写し（店舗等を借用する場合）
- (2) 必要に応じて地（家）主の承諾書、建築確認通知書の写し、カタログ等

（経営診断の依頼）

第5条 福祉事務所長は、計画書が提出されたときは、内容を確認の上、少子政策課長に経営診断実施依頼書（様式第2号）を提出する。その際、計画書及び前条に掲げる書類を添付する。ただし、前条第3項に該当する場合は、次の各号に掲げる書類をあわせて添付しなければならない。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書（母子福祉資金及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和48年4月6日規則第24号。以下「規則」という。）様式第1号）の写し
- (2) 規則第2条に規定する添付書類
- (3) 本人又は家族の状況（様式第3号）
- (4) 事業開始・継続資金貸付チェックリスト（様式第4号）
- (5) その他福祉事務所長が必要と認めた書類

2 少子政策課長は、必要に応じ、福祉事務所長にその他の書類の提出を求めることができる。

（経営診断の実施の決定）

第6条 少子政策課長は、前条により依頼を受けた経営診断を実施することが適当であると認めたときは、経営診断実施通知書（様式第5号）を、経営診断を実施することが適当でないとき、経営診断実施不承認通知書（様式第6号）を福祉事務所長に交付する。

（経営診断の実施の変更）

第7条 福祉事務所長は、経営診断実施通知書が交付された後に、当該通知書の内容を変更する必要があるときは、経営診断実施変更依頼書（様式第7号）を少子政策課長に速やかに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、内容の変更が当該経営診断の実施に与える影響が小さいと認められるときは、口頭による報告で足りるものとする。

3 少子政策課長は、第1項に掲げる依頼書に基づき経営診断実施通知書の内容を変更することが適当であると認めたときは、経営診断実施変更通知書（様式第8号）を福祉事務所長に交付する。

(経営診断の中止)

第8条 福祉事務所長は、経営診断実施通知書が交付された後に、経営診断を中止する必要があるときは、経営診断中止依頼書（様式第9号）を少子政策課長に速やかに提出しなければならない。

2 少子政策課長は、前項依頼書に基づき経営診断を中止することが適当であると認めるときは、経営診断中止通知書（様式第10号）を福祉事務所長に交付する。

(経営診断の実施方法)

第9条 経営診断は、専門相談員がこれを行う。

2 経営診断の際には、福祉事務所の担当職員及び母子・父子自立支援員が立ち合うものとする。なお、必要に応じ、少子政策課の職員が立ち合うことができる。

(経営診断の結果報告)

第10条 専門相談員は、経営診断の結果を少子政策課長に報告する。

2 少子政策課長は、前項の報告を受けたときは、経営診断結果通知書（様式第11号）を速やかに福祉事務所長に交付しなければならない。その際、専門相談員からの報告書を添付するものとする。

(専門相談員への謝金)

第11条 少子政策課長は、経営診断終了後、専門相談員に別表に定める額の謝金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

なお、この要領による改正前の様式による届等の用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

なお、この要領による改正前の様式による届等の用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

開 始
事 業 計 画 書
継 続

氏名	年 月 日生 (歳)	家族数	人
住所 〒		電話 — —	

1 事業計画の概要

業種				
1 必要 有 (年 月取得 番号) 免許・許可等 無 ・ 申請中 (年 月取得見込み) 2 不要				
事業内容・形態				
土 地 ・ 店 舗	所在地	〒 線 駅から 分 電話 — —		
	所 有	土地 自己所有 ・ 借 地 → 地主の承諾書 有 ・ 無 店舗 自己所有 ・ 借 家 → 家主の承諾書 有 ・ 無		
	面 積	土地 m ²	土地 月額	円
		店舗 m ²	賃借料 店舗 月額	円
営業時間		休日	(飲食店の場合) 席数	
事業費合計 A		母子父子寡婦福祉資金申請額 B		
売上額 ①		経費計 ④		
収入額 ⑤		差引計 ⑨		
生活費(自家賃を除く。) C		自宅の家賃 D		
現在の収入		その他の収入E		
職歴				

様式第1号-2

2 資金計画表

単位 円

収 入		支 出		
項 目	金 額	項 目	金 額	備 考
母子父子寡婦福祉資金 B		店 舗	保証金	
自己資金			敷 金	
親戚等からの援助			礼 金	
金融機関借入			その他	
その他		外装費		
		内装費		
		機械設備費		
		什器・備品		
		商品仕入		
		宣伝費		
		車輛		
合 計		合 計 A		

3 その他の収入（月額）

単位 円

項 目	金 額	項 目	金 額
児童扶養手当			
遺族年金			
養育費（前配偶者から）			
児童手当			
合 計		円 E	

様式第1号-3

4 月間収益計算表

単位 円

項 目	金 額	内 訳
①売上高 (月商)		1日の売上げ × 営業日数 = 月 商
②売上原価		
③荒利益		① - ②
④経費		
経 費 内 訳	a 人件費	申請者生活費C+D () + 従業員給料 ()
	b 店舗家賃	管理費 () 及び共益費等 () を含む。
	c 水道料	
	d 光熱費	
	e 交際費	
	f 広告宣伝費	
	g 消耗品費	
	h 通信交通費	ダイレクトメール、電話、交通費等
	i 減価償却費	
	j 支払利息	福祉資金利息 () + 金融機関借入利息 ()
	k その他	
⑤収入額		③ - ④
※福祉事務所記入欄		
⑥所得額		税引き後
i 減価償却費		
⑦ 計		⑥ + i
⑧償還額(月額)		福祉資金元金 () + 金融機関借入元金 ()
⑨差引計		⑦ - ⑧
収 支 差 額		円 → 償還能力 有 ・ 無

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

少子政策課長 様

福祉事務所長

経営診断の実施について（依頼）

ひとり親家庭等経営相談事業実施要綱第5条第1項に基づき、経営診断の実施を依頼
します。

記

- 1 対象者 氏名
住所
- 2 事業内容
- 3 添付書類

本人又は家族の状況

令和 年 月 日

申請者 について	生育歴 ・出生 ・学歴 ・職歴
	母子家庭、父子家庭又は寡婦となるまでの経緯
	現在の状況
申請者の 親 族	
連帯保証人 について	

事業開始・継続資金貸付チェックリスト

令和 年 月 日

項 目	調査結果
1 開始(継続)する事業の業種及び目標は明確であるか。	
2 経営の主体は申請者であるか。	
3 健康状態は良好であるか。過去に重病の経験又は持病はあるか。	
4 開業業種についての経験と能力はあるのか。 継続の場合、営業年数は。	
5 許可等を要する業種であるか。また、資格を要するのか。	
6 事業計画は児童の健全育成、環境衛生に抵触しないか。	
7 家族の同意と協力は得られているのか。	
8 連帯保証人は確保できるか。また、保証能力はどうか。	
9 業界情報、成長性についての知識はあるか。	

項 目	調査結果
10 立地条件、周囲の環境はどうか。	
11 周辺の同業種の経営状況はどうか。	
12 事業計画は適正か。	
13 土地、店舗は借りているのか。契約書はあるか	
14 総資金は貸付限度額の3倍以内か。また自己資金は総資金の3割以上か	
15 借金はどうか。また、貸付金を借金の返済に充てるおそれはないか。	
16 月間収益計算表は適正に記入されているか。また、1日(1月)の売上明細との矛盾はないか。	
17 その他	

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

福祉事務所長 様

少子政策課長

経営診断の実施について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のあった経営診断について、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

1 日時

2 場所

3 対象者 氏名
住所

4 診断事項

様式第6号

第 号
令和 年 月 日

福祉事務所長 様

少子政策課長

経営診断の実施不承認について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のあった経営診断について、下記の理由により、実施しないこととしたので通知します。

記

理由

様式第7号

第 号
令和 年 月 日

少子政策課長 様

福祉事務所長

経営診断の実施の変更について（依頼）

令和 年 月 日付け 第 号で通知のあった経営診断について、ひとり親家庭等経営相談事業実施要綱第7条第1項に基づき、実施の変更を依頼します。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第8号

第 号
令和 年 月 日

福祉事務所長 様

少子政策課長

経営診断の実施の変更について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で通知した経営診断の実施について、
下記のとおり変更することとしたので通知します。

記

1 日時

2 場所

3 対象者 氏名
住所

4 診断事項

様式第9号

第 号
令和 年 月 日

少子政策課長 様

福祉事務所長

経営診断の中止について（依頼）

令和 年 月 日付け 第 号で通知のあった経営診断について、下記のとおり中止する必要が生じたので、ひとり親家庭等経営相談事業実施要綱第8条第1項に基づき、中止を依頼します。

記

中止する理由

様式第 10 号

第 号
令和 年 月 日

福祉事務所長 様

少子政策課長

経営診断の中止について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で通知した経営診断について、中止することとしたので通知します。

様式第 11 号

第 号
令和 年 月 日

福祉事務所長 様

少子政策課長

経営診断の結果について（通知）

令和 年 月 日に実施した経営診断の結果は、別添のとおりです。